

アルコール事業法の定期業務報告書の提出について

令和5年4月

アルコール事業法に基づく定期報告書の提出期限は5月末日です。

アルコール業務報告書は法令に基づき5月末日までに、各経済産業局へ提出が必要となりますので、ご注意ください。

アルコールの製造・輸入・販売・使用の実績がゼロでも報告が必要です。

記載内容について、お問い合わせさせて頂くことがございますので、業務報告書の表紙に記載する報告書の一覧(使用場所の一覧)に使用場所ごとの報告書作成担当者の連絡先(担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス等)をご記載いただけますようお願いいたします。

アルコール使用業務報告書の記載に当たっての注意点。

報告書に記載した「製品毎のアルコール使用量」を「製品の数量」で除して得た値(アルコール使用原単位)が、許可を得た使用明細書に記載されているアルコール使用原単位の値と乖離がないか確認をお願いいたします。

アルコールの使用量、原材料構成、製品出来高などの変更やそれらに伴いアルコール使用原単位を変更する場合は、アルコール使用方法の変更許可が必要となります。

使用方法を変更する場合は、実際に変更する前に、経済産業局長の許可を受ける必要があり、変更許可を受けずに製品を製造するとアルコール事業法違反となります。

法令違反を未然に防ぐためにも、定期的にアルコール使用製品のアルコール使用原単位が許可を得た値と乖離がないか確認をお願いいたします。

(本件のお問合せ先)

製造産業局素材産業課アルコール室

担当者: 大野、浅田、馬渡

電話: 03-3501-1511(内線 3751~3752)

03-3580-5651(直通)

メール: bz1-alcohol-gyomu@meti.go.jp